



鳥取県公報

平成 28 年 12 月 9 日 (金)
第 8 8 5 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (726) (女性活躍推進課) 2
	生活保護法による施術者の廃止の届出 (727) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による施術者の指定 (728) (〃) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (729) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (730) (〃) 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (731) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (732) (〃) 3
	大規模小売店舗の新設の届出 (733) (企業支援課) 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (5 件) (734~738) (〃) 5
	家畜伝染病の発生 (739) (畜産課) 8
	保安林の指定の解除予定 (740) (森林づくり推進課) 8
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (39) 8

告 示

鳥取県告示第726号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県イクボス川柳コンテスト審査会	とっとりイクボス川柳コンテストの入賞作品の選考に関する事項	平成28年12月9日から 平成29年3月31日まで	元気づくり推進局女 性活躍推進課

鳥取県告示第727号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
森川 英明	鳥取市富安304-1	鳥取駅前もりかわ鍼灸 整骨院	鳥取市栄町706	平成28年9月28日

鳥取県告示第728号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
森川 英明	鳥取市富安304-1	もりかわ鍼灸整骨院	鳥取市南隈728	平成28年9月29日

鳥取県告示第729号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エルスリー	通所介護事業所エルスリークラブ鳥取	鳥取市卯垣五丁目8	平成28年12月1日	通所介護
〃	訪問介護事業所エルスリー鳥取	鳥取市卯垣五丁目60	〃	訪問介護

鳥取県告示第730号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エルスリー	通所介護事業所エルスリークラブ鳥取	鳥取市卯垣五丁目8	平成28年12月1日	介護予防通所介護
〃	通所介護事業所エルスリー鳥取	〃	〃	〃
〃	訪問介護事業所エルスリー鳥取	鳥取市卯垣五丁目60	〃	介護予防訪問介護

鳥取県告示第731号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社エヌ・ビー・ラボ	通所介護事業所エルスリークラブ鳥取	鳥取市卯垣五丁目8	平成28年10月24日	平成28年11月30日	通所介護
〃	訪問介護事業所エルスリー鳥取	鳥取市卯垣五丁目60	〃	〃	訪問介護

鳥取県告示第732号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社エヌ・ビー・ラボ	訪問介護事業所エルスリー鳥取	鳥取市卯垣五丁目60	平成28年10月24日	平成28年11月30日	介護予防訪問介護
〃	通所介護事業所エルスリークラブ鳥取	鳥取市卯垣五丁目8	〃	〃	介護予防通所介護
〃	通所介護事業所エルスリー鳥取	〃	平成28年11月14日	〃	〃

鳥取県告示第733号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ジュンテンドー北栄店 東伯郡北栄町西園字大法366-1ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206-5
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206-5
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年8月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,926平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 72台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 82平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 9.6立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 1か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成28年11月30日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
平成28年12月9日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所地域振興局及び北栄町産業振興課

12 意見書の提出

大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第734号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取グリーンシティ 鳥取市若葉台北六丁目1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
一般財団法人鳥取開発公社 理事長 羽場 恭一 鳥取市西町二丁目311
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
変更前 財団法人鳥取開発公社 理事長 大西 康隆
変更後 一般財団法人鳥取開発公社 理事長 羽場 恭一
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈
変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈
- 4 変更年月日
平成27年2月1日ほか
- 5 届出年月日
平成28年11月30日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
平成28年12月9日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第735号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取ショッピングシティ 鳥取市天神町1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 米原 弘人 鳥取市古海601-4

朝日生命保険相互会社 代表取締役 佐藤 美樹 東京都千代田区大手町二丁目 6-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 米原 正明

朝日生命保険相互会社 代表取締役 佐藤 美樹

変更後 株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 米原 弘人

朝日生命保険相互会社 代表取締役 佐藤 美樹

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典

株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸 一弥

株式会社フジックス 代表取締役 中林 秀雄

変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸 一弥

株式会社フジックス 代表取締役 中林 秀雄

4 変更年月日

平成27年6月24日ほか

5 届出年月日

平成28年11月30日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

平成28年12月9日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第736号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

米子駅前ショッピングセンター 米子市末広町311

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

米子市 米子市長 野坂 康夫 米子市加茂町一丁目1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名次のとおりとする。

4 変更年月日

平成28年8月1日ほか

5 届出年月日

平成28年11月30日

6 縦覧に供する書類

届出書

- 7 縦覧に供する期間
平成28年12月9日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を8の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第737号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール日吉津 西伯郡日吉津村大字日吉津1157
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均 東京都千代田区丸の内一丁目4-1
株式会社ひえづ物産 代表取締役 石 操 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
次のとおりとする。
- 4 変更年月日
平成28年11月1日ほか
- 5 届出年月日
平成28年11月30日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成28年12月9日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び日吉津村建設産業課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を8の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第738号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鳥取北イーストコート 鳥取市晩稻348ほか

- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5-1
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典
変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
次のとおりとする。
- 4 変更年月日
平成28年11月3日ほか
- 5 届出年月日
平成28年11月30日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
平成28年12月9日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を8の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第739号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	東伯郡北栄町	平成28年11月18日

鳥取県告示第740号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成709の232、709の238
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第39号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成28年12月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,650
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	48,247
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,078
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,984
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	41,173
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,590
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,772
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,413
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,248
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,047
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,165
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,434